

第2回 国立市介護保険運営協議会

平成28年4月15日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは、第2回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

ちょっと風邪を引いて声が悪くて申しわけありません。

皆様、ちょっとまだ名前がわからないので、すいません、名札を議長席のほうに向けていただけるとありがたいです。ありがとうございます。

前回より第6期が始まりまして、委嘱状の交付がございましたが、前回欠席であった方へ国立市より委嘱状を交付してもらいます。

それでは、事務局のほうで。ここですか。じゃあ、林さんだけです。

【藤崎部長】

委嘱状。林瑞哉様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成28年3月18日から平成31年3月17日まで。平成28年3月18日。国立市長、佐藤一夫。代読でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【林会長】

それでは、次の議題は議事録の承認についてであります。

皆様のところに3月18日に開催された第1回の運営協議会の議事録が届いているかと思いますが、何かお気づきの点がありましたら指摘していただいて、ここで承認したいと思います。何かお気づきの点ありましたでしょうか。ちょっと発言が違うというところとか。ございませんか。

それでは、この内容で承認してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次に、事務局のほうで異動があったということで、事務局の紹介をお願いしたいと思います。

馬場課長、お願いします。

【馬場課長】

それでは、皆様、お手元でございます資料ナンバー5、平成28年度高齢者支援課事務担当者名簿をごらんください。

4月に人事異動がございまして、高齢者支援課でも異動がございました。

まず、高齢者支援係長をしておりました中嶋が市民課に異動になりまして、後任にしようがいしゃ支援課長だった網谷が健康福祉部主幹（高齢者支援課高齢者支援係長事務取扱）ということで高齢者支援課に着任しております。

【網谷健康福祉部主幹】

網谷でございます。よろしく申し上げます。

【馬場課長】

そして、高齢者支援課の介護保険係におりました鮫嶋が3月いっぱい退職いたしまして、後任に市長室から菊本紗代が着任しております。

【菊本主事】

菊本です。よろしく申し上げます。

【馬場課長】

そして、地域包括支援センターの主査であった前田が保健センターに異動になっておりまして、小山が昇格して主査に着任しております。

【小山主査】

小山です。引き続きよろしくお願いいたします。

【馬場課長】

資格が、異動になった前田が保健師でしたので、保育園から若松という保健師が異動で包括に来ております。本日はおりませんので、名前の紹介だけにさせていただきます。

また、社会福祉士として業務についていた中里が異動になりまして、後任に岩寄が着任しております。

【岩寄主事】

岩寄と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

以上が高齢者支援課の異動に伴ってメンバーが変更になった職員の紹介になります。

続きまして、資料ナンバー6、高齢者支援課事務分掌（国立市組織規則より）ということで、こちらの資料がございます。

以前から介護保険運協の委員をやっていただいている方はもうご存じかもしれませんがけれども、初めての方もいらっしゃるということで、高齢者支援課の組織がどのような事務を手がけているのかを簡単に紹介させていただきます。

高齢者支援課の中は大きく3つの部署に分かれております。介護保険事務をメインに取り扱う介護保険係、そして、介護保険特別会計とは異なる通常の一般会計と言われている、そういうお財布の出どころはちょっと違っているところなんですけれども、高齢者の福祉施策をメインに担当している高齢者支援係、そして、地域包括支援センター、これは介護保険特別会計の中でも特に高齢者の方を直接支援していく部門を持つ、一番力強い施策を取り扱っているところでございます。

それぞれの部署の事務について、簡単に説明させていただきます。

まず介護保険係は、右側に書いてございます事務を取り扱っていくんですが、介護保険の介護報酬の支払いに関するところ。これは介護保険を市民の方が利用した際に、保険の給付が行われるというところでございます。

それから、介護保険の保険給付。上のほうが介護報酬というところなんですけれども、2番目の保険給付というのが保険としての給付、上の介護報酬というのが事業所に入ってくる介護報酬といったところになってございます。保険給付といいますと、ちょっとサービス種類ごとに違って来るんですが、直接市民の方に給付を行ったりするという意味合いでございます。

そして、介護保険の事業を運営していくには、市民の方から保険料をいただかなければいけませんので、3番目として保険料の賦課、徴収、減免及び還付に関するところ。

4番目に、高額介護サービス費の支給に関するところ。

5番目に、指定事業者に関するところ。指定事業者といいますのは、介護保険の適用を受けられる事業者かどうか、都道府県なり市町村なりからサービス種類に応じて指定を受けることなんです、そういった事業者に関する指導であったり、検査であったりを行うということでございます。

そして、基準該当事業者に関するところ。こちらは非常に技術的な話にはなるんですが、介護保険法に定められた保険の適用を受けられる事業者としての基準を満たしていないような場合であっても、特別に市町村がそこに該当すると認めた場合に保険給付が行われるということで、市内に今2カ所あるんですが、基準該当事業者という、その事業

者に関する指定であったり、管理監督であったりといったようなところも介護保険係で手がけております。

そして、介護保険事業計画に関すること。こちらは介護保険の運営に当たっての保険料の設定であるとか、保険サービスがどれぐらい将来にわたって使われるだろうかという推計だったりといったようなことを取りまとめて、介護保険事業計画というのを策定する、その事務部門について介護保険係が担当しているということになります。こちらの介護保険事業計画の策定につきましては、その評価も含めてですが、皆様の介護保険運営協議会に諮らせていただいているところでございます。

そして、介護保険運営協議会に関すること。こちらは介護保険係がこの介護保険運営協議会の事務局を務めて、通知であったり、議事録の作成であったり、必要な資料の作成であったりを行っていくというところでございます。

そして9番目に、介護保険の統計及び報告に関すること。これは法律で定められた統計の作成であったり、報告であったりといった業務でございます。

そして、介護保険特別会計の予算及び決算に関すること。介護保険の事業の運営については、独立した会計で収入や支出を管理しているところでございまして、その予算の策定や実際にお金を使った決算に関することは介護保険係が業務として取り組んでいるところでございます。

そして、介護保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関すること。通常、介護保険の被保険者の方は法律に定められた一定のルールがございまして、市民の方が介護保険の被保険者としての資格を取得されたのか、あるいは法律にある例外によって取得をしないのかといったような判別を行って、資格を取得したり、あるいは転出されたりした場合などには資格を喪失するということになるんですが、そういった諸手続を事務として行っているというところでございます。

次に12番として、介護認定に関すること。介護保険を利用する場合は、医療保険と違いまして、介護保険を使いたい旨、国立市に対して申請を行って、それに対して介護保険を利用することが妥当かどうかという認定を行うことをやっているわけでございますが、そちらについての事務を介護保険係で取り扱っております。

そして、課内の庶務及び調整に関することということで、これは庶務担当としての役割を務めているところでございます。

次に、高齢者支援係の取り扱っている事務について紹介させていただきます。

まず1番として、老人福祉法に基づく個別援護の経理及び統計に関すること。これは介護保険法以外にも老人福祉法によって措置として養護老人ホームへの入所等を行ったりするわけでございますが、そちらの業務を高齢者支援係が担当してございます。

そして、高齢者在宅福祉事業に関すること。こちらのほうは先ほど少しご紹介しましたけれども、介護保険法による給付以外の一般会計と言われている財源からの福祉事業に関して、高齢者支援係がメインになって取り組んでおります。近いところでは、6月に敬老大会といったイベント事業がございましてけれども、そういったものも手がけております。

そして、デイホーム事業に関すること。こちらは社会福祉協議会さんに委託をしているという形態をとっているんですが、元気高齢者の方が日常通って時間を過ごされるというような事業でございます。

そして、高齢者在宅サービスセンターの運営に関すること。こちらは今現在、市内に1カ所、北にくにたち北高齢者在宅サービスセンターというのがあるんですが、介護保険のデイサービスに相当する事業の運営を行っております。

そして、老人クラブに関すること。こちらにつきましては、市内の高齢者の方が自主的に取り組んでおられる老人クラブにつきまして、補助金の交付であったり、あるいは老人クラブの開催するさまざまなイベントごとの補助等をさせていただいているといったところでございます。

あと、その他高齢者福祉に関することということで、法律に定められた各種の福祉事業についても高齢者支援係で取り組んでいるところでございます。

地域包括支援センターにつきましては、介護保険法に基づいて展開されている事業でございますけれども、地域包括ケア体制構築に関すること。こちらは後でまた、この用語については説明させていただきますけれども、地域包括ケアといいまして、介護保険や医療機関だけではなく、いろいろな主体が取り組んで高齢者の方の地域での生活を総合的に支えていこうという概念が地域包括ケアでございますが、その体制について、構築が今、現在進行形で取り組まれているところでございますが、そこに関することを担っているということでございます。

そして、高齢者の総合相談、実態把握に関すること。これは窓口業務での相談業務であったり、あるいは高齢者の方の、いわゆるチェックリストと言われるような実態の把握に関するところにも取り組んでございます。

そして3番目に高齢者の医療介護の連携及び在宅療養の相談に関すること。先ほど地域包括ケアという言葉の説明で、医療と介護だけでなくと言ったんですが、どうしても医療と介護の連携というのが根っこに一番重要な部分としてクローズアップされてくるのが高齢者の方の在宅生活を支える上では取り上げられてきますので、そういったところについて、医療機関との連携等の相談に関することについても取り組んでございます。

高齢者の権利擁護及び虐待に関すること。こちらは高齢者虐待に対する対応も、それから例えばの話、認知症高齢者の方の金銭管理等についての権利が侵害されているかどうか等も含めまして、地域包括支援センターで最初の初動であったりといったところを担っていくということでございます。

5番目として、介護支援専門員への支援に関すること。介護支援専門員、通常、ケアマネさんと言われている職の方でございます。高齢者の方の介護保険利用であったり、在宅での生活について効果的な福祉サービスや介護保険サービスの組み合わせについて考えて取り組んでいく、計画をつくっていくといったような職の方ですが、そういった方も難しいケースに取り組む際には孤立しないようにということで、地域包括支援センターに相談する、地域包括支援センターがケアマネさんを支援していくといったようなことができるようになっております。

そして、介護保険要支援認定者への予防給付に関すること。こちらは先ほど少し申し上げました介護保険の認定という考え方の中で、以前は要介護1から要介護5の方というのがメインであったわけですがけれども、平成18年度から要支援の方について介護保険の給付を受けていく際に、地域包括支援センターがその予防給付と言われる要支援の方への保険給付についてのプランをつくる、あるいはプランをつくるケアマネさんに委託を行うといったようなことを行っているところでございます。

そして7番目に高齢者の介護予防に関すること。こちらは寝たきり防止のための脳トレであったり、体操であったりといったさまざまな介護予防のための事業の展開のことを指しております。

そして、老人福祉法に基づく個別援護に関することということで、一人一人が高齢者の方の相談を受けるというのも先ほどありましたけれども、相談を受けるだけではなく

て、個別の個人の方への援護というのも行っていくといったような役割を行っていくところでございます。

こういったさまざまな制度、あるいはさまざまな組織を通じて、高齢者支援課では高齢者の方の生活を支えていく。それは在宅であったり、施設入所であったりさまざまな状態全てということではあるんですけども、特に今現在、高齢者支援課では、地域包括ケアシステムの構築というところを強く意識しながら、介護保険運営協議会の皆様にさまざまな議題につきまして、検討とか諮問を行ったりということを行っているところでございます。

雑駁ではございますけれども、高齢者支援課の事務の説明をさせていただきました。

【林会長】

とても丁寧にご説明いただき、ありがとうございます。

資料5や6に関して、何かお聞きになりたいことはありませんか。

ちょっと私から。前回の議事録にも出ているんですが、地域包括支援センターの職員が21名いると。これはこの名簿以外の方がいらっしゃるということですね。

【馬場課長】

はい、そのとおりです。名簿上は市の正規職員を載せております。地域包括支援センターは21名、名簿に載っている以外の者は全員嘱託の職員でして、嘱託の職員にも専門職と事務がございます。

【林会長】

ありがとうございます。昔に比べると非常に大所帯になって大変だと思いますが、嘱託の職員の方がいらっしゃるのには地域包括支援センターだけですか。ほかの係には。

【事務局】

介護保険係には、今、名簿に載っているのは正規職員だけでございまして、そのほかにも例えば介護保険の認定を行う際に、直接市民の方と顔を合わせて、その方のお体の状態等を調査させていただき認定調査という業務があるんですが、その認定調査に従事する嘱託職員の方が7名いらっしゃいます。そして、そのほかにも介護保険の保険料関係の事務だったり、あるいは認定関係の事務であったりといった事務を取り扱う嘱託職員の方が4名いらっしゃるところでございます。

また、高齢者支援係では主幹1名と主任1名の正規職員のほかに、4名の嘱託職員の方が窓口業務であったり、あるいはさまざまな福祉施策の申請等の受付を行って、書類を作成してといったような業務に取り組んでいるところでございます。

【林会長】

ありがとうございます。

特になければ次に進みたいと思いますが、あれですか、委嘱状というのは……、じゃあ、ここで先生に委嘱状の交付をお願いします。

【新田委員】

すいません、遅れまして。

【藤崎部長】

委嘱状。新田國夫様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成28年3月18日から平成31年3月17日まで。平成28年3月18日。国立市長、佐藤一夫。代読でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【新田委員】

ありがとうございます。すいません。

【林会長】

それでは、次の議題は4番目で、研修プログラム検討部会等報告であります。

3月の運営協議会の後に研修プログラム検討部会というのが開かれまして、それから、生活支援等サービス体制整備研究会というのも開催されました。その報告を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

そうしましたら、資料のナンバー7をごらんください。一番最初の表紙は、「国立市シニアカレッジ研修プログラム検討部会報告」となっておりますけれども、この報告をする前に、この研修プログラム検討部会ができた経緯ですとか、今、国立市がどういった方向で動いているかということ、新しい委員の方もいらっしゃいますので、そちらの説明をした後に、1枚目の報告をさせていただきたいと思います。

ですので、1枚資料をおめくりください。これは「国立市における地域ケア体制～みんなで支えるまちづくり～」という市の目指す方向性を示したものです。第6期の介護保険事業計画というのは、地域ケア計画ということにもありますので、地域ケア体制のことについて考えたというところから始まります。

地域ケア体制ということで、みんなで支えるまちづくりなんですけど、まず市がきちんと方向性を示すということで、右に書いてあります4つの目標を掲げております。これを目標に目指して、真ん中の絵柄なんですけど、市民の方々が生き生き元気で虚弱防止予防ができ、豊かな生活、貧困対策もでき、つながり、孤立を防ぐというところで、こういったところを目指した国立市の生活ができるというところで、下にあります多様な生活支援、介護予防、健康づくり、保険医療、住まい方という、そういったいろいろな施策を充実させながら目指していこうという絵柄を書いています。

ただ、その下にちょっと黒く細くなっていますが、セーフティーネットということで、そういった支援があっても、なかなか救い切れない場合でも、きちんと最後はセーフティーネットで支えるというところを目指すという方向性を市のほうで示させていただいていますので、これに向かってそれぞれの施策を進めていくということになります。

その下に「くにたちで住み続けられるまちづくり」とあります。そこを目指すところで、下に2つの主な会議体を書いてあるんですけど、左側が地域ケア会議、こちらの目標が高齢者個人に対するケアの充実社会基盤の整備ということで、主に医療とか介護、福祉の連携の構築ということを協議する、もむ会議です。こちらの会議は、国立市は早い段階からやっています、平成23年ぐらいから2カ月に1回ぐらいこういった会議をしながら課題等を明確にできています。

右のほうは協議体・生活支援コーディネーターというところなんですけど、こちらのほうは国立市はこれから手がけるところで、今、林会長からも言われましたが、3月に協議体の前段であります研究会というのを初めて開かせていただいております。こちらは目標のところに書いてありますが、目的は地域の互助により住民が安心して心豊かに暮らせる社会の構築ということで、地域みんなのコミュニティーネットワークの構築をするに当たっての課題ですとか、資源開発ですとか、ネットワークの構築というところを書いてみながら、生活支援コーディネーターという職を置いて、地域全体をコーディネートしていくことをいうところなんです。

それぞれの左と右のところからの課題等提案を受けて、こういった運協の場面でその課題も吸い上げていただいて、ここでもう一度協議したりしていただくという形をとらせていただいております。

資料をもう一枚めくっていただきたいと思います。今回、平成27年からの介護保険の改正で、どういったところが変わったかということをもう一度確認をさせていただき

たいと思います。

こちらのほうで左が改正前、右が改正後となっておりますが、何が変わっているかといいますと、予防給付、いわゆる要支援の1、2という軽度の方の部分の、黒くなっていますが、訪問介護、通所介護、いわゆるヘルパーさんとかデイサービスの部分が、右に行きますと、新しい介護予防・日常生活支援総合事業のほうに矢印があるんですが、この市が行う地域支援事業のほうに組み込まれるというところが、ひとつ大きく変わります。

その中で、新しい総合事業というところで、多様なサービスを展開して、市がいろいろと考えた展開ができるということが大きく変わってきています。ということが1点。

もう一つ、下に包括的支援事業とありますが、こちらは項目が増えておりまして、右側に行きますと、「充実」となっているところの黒い太枠で、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業、こちらが加わってきているということになります。

国立市の場合は、まず上のほうの、先ほど言いました新総合事業の要支援1、2のヘルパー、デイサービス等が移行したというサービスを今、つくっているところになりますということと、下の在宅医療・介護連携、認知症施策については、国立市は在宅療養推進連絡協議会というのがある程度進めているというところで、ここに移行できる内容はかなりやっています。

ただ、もう一個下の生活支援体制整備事業につきましては、今から着手するというところで、先ほど言いました3月の研究会からスタートしているところです。

主なところはこういった改正点がございます。

もう一枚めくっていただきます。具体的に介護予防・日常生活支援総合事業、先ほどの上のところです。新しい総合事業の構成がどういうふうになるかというところがこちらの図になります。

ちょっと細かいんですけども、上のほうから、まず新総合事業があって、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防に枝分かれしておりますが、上の介護予防・生活支援サービス事業の中に訪問型サービス（第1号訪問事業）、その下に通所型サービス（第1号通所事業）、その下にその他の生活支援サービス、もう一つ下に介護予防ケアマネジメントとあります。

一番上の訪問型サービスというのがヘルパーの事業です。そちらのほうにまた枝分かれをしていて、現行の訪問介護相当というのが、一番右でいう①です。訪問介護サービス、現行のサービスというのは国立市もあります。

それから、次、多様なサービスの中で、一番右で説明しますと、②の訪問型サービスA3とありますけれども、有資格者、いわゆるヘルパーの資格を持った方々が支援に当たるといっても国立市は今、それをやっているところです。

その下のもう一つの②の訪問型サービスA3（研修修了者）という、このサービスがまだございません。こちらのサービスがないというところで、研修修了者なので、研修を受けていただく、その研修が今、報告しようとしています研修プログラムの検討会で検討しているところです。

その下の③の訪問型サービスBという住民主体の支援、こちらは今、研修を考えていて、住民主体でできるようなサービスもこれから考えていくところです。

通所のデイサービスのほうも見ていただきますと、①の通所型サービスの現行相当というのを実施していて、ただ、デイサービスのほうも③の通所型サービスBという住民主体による支援というのがこれからつくっていくところです。

ということで、いわゆる研修を受けた人とか、住民主体によるサービスということから、まだここではできていないサービスということで、今、研修から始めますということの研修プログラムが検討に至っているところです。

もう一枚おめくりください。国立市はどんな研修をしていくかということで、国立市シニアカレッジ研修プログラム（案）という横の図を見ていただきたいと思います。

国立市の高齢者の支援のビジョンとしては、認知症・看取りまで地域で寄り添えるというところを掲げながら、どういうふうに支援体制を整えていくかというのが最初の上の図柄です。左が元気で、右に行くほど支援が必要、少し身体状況が低下したりということが起こるように、元気、独居・虚弱、要支援、要介護1から5というふうに左から右に見ていただきますと、それぞれの状態像にあわせてどんな支援が必要かというのが上に載せてある四角になります。元気なところでは、健康づくりとか、社会貢献とか、自助、自分で努力していただくようなところでも、生きがい就労とかということが多くありますけれども、徐々に生活援助が入ってきたり、右のほうに行けば身体の介護とかということも入ってくるというふうになっています。

今回、新総合事業というところでは、高齢者の生活を支えていくところに当たっては、要支援というところの生活支援等が新総合事業の対象者となっています。あと、虚弱もチェックリストでチェック項目に上がった人たちも新総合の対象になるので、ちょうど真ん中あたりのところの人が対象なんですけど、市としては、やはりこの黒い太枠で書いてある元気なところから要支援、あと、介護にはなっても少し細くありますけれども、その部分まで新総合事業のところで担い手ですとか、地域の住民の方々の支援等もこういったところで構築して、全体で元気なところから介護のところまで寄り添えるような仕組みをつくりたいというふうに考えて、こちらの図を書いています。右に行くほど介護保険の利用でサービス提供だけではなく、新総合等も利用できるようにというふうに考えた図柄にさせていただいています。

その下に国立市のシニアカレッジの研修の目的とあるんですけども、1つは、いわゆる生活の皆さんのヘルパーとかの研修修了者として支援に入っていただくという目的が大きいんですけども、国立の場合はそれだけではなくて、こちらに書いてあります市民の意識づくり、高齢者の社会貢献、高齢者の健康づくり、高齢者の生きがい就労、そして介護人材の不足解消ということで、少し広く捉えた研修を実際していきたいというふうに考えています。

その研修が右になります。1つは、右にシニアエスコートコースとありますけれども、シニアカレッジという50時間の研修を考えていて、この方たちは先ほどのサービスAという研修修了者が行えるようなサービスも担えるような人材をこの研修で養成する。それから、下のほうにあります住民主体の研修、約4時間程度という簡単な研修でというところでは、この方たちはサービスBのところを担っていただけるような人たちということで考えています。こういった研修をつくっていくということで検討会を立ち上げました。というのが今までの流れとなっております。

このシニアカレッジという50時間をどのような研修にするかということで、一番最初の資料に戻らせていただきます。

こちら、国立市シニアカレッジ研修プログラム検討部会の報告とありますけれども、こちらは2月から3月にかけて3回、林会長、新田副会長、山路委員、田村委員、それから津田塾の三砂先生という先生の5人で検討をしていただきました。今のところ、こういった案ができましたので、今日ご報告させていただきたいと思います。

目的は、先ほども申し上げました5つの目的を持ったプログラムをつくっております。

期間としましては、平成28年10月からスタート、2月までで考えております。大体週2回、火曜日と金曜日あたりで開催をしていこうと思っております。

開講予定日も10月28日、終了予定日も2月7日ということで考えているんですが、時間のほうが10時から12時、1回2時間ということで、50時間ですと25回、いわゆる25日間の講座としていく。

会場は、市役所もしくは一橋の教室でやっていく。

対象につきましては国立市民で、定員は15名程度。

費用はなし、年齢制限も設けません。

卒業条件としては、25回やるんですけれども、5回以内の休みならば卒業条件がクリアできると。ただし、6回以上、すいません、その次の「の」というのは削ってください。6回以上休んだ場合はレポート等の提出も検討すると。

申し込みのときに所信表明、この初心の字も「所信」に訂正してください。すいません、誤字です。申込時に所信表明、簡単な文章でということで、やはり25回のかなり充実した研修になるので、きちんと意思表示をしていただいで参加していただくということも考えております。

具体的な講座の内容なんですが、大きく分けて5つ、医療について、2、制度・お金について、3、認知症・介護について、4、ワークショップ、ここは少し流動的に。5、その他の講義というふうに分けて、医療については予防医学、老年学、応急手当、災害対策、薬のこと、臨床倫理等、講義・ワークショップ形式で行う。

制度・お金についても、くらしの経済学ですとか、在宅介護の費用についてということですか、財政のこと等々。

3番目の認知症・介護については、おむつ、排泄のことですとか、認知症の世話の実際、コミュニケーション術、食べることとか口腔ケアのこと、認知症のバランスモデル、あと介護家族者の方の生活についてということなどです。

あとワークショップについては、やはり長い講座になるので、少し参加型だったり、いろいろな手法を凝らしたものをしていこうというふうに思っています。

その他の講義も、ただ介護の研修だけでなく、幅広いいろいろな捉え方とか、その方々にも少し、アイスブレイクではないんですが、いろいろな見解を持っていただくということで、住まいのことですとか、福祉用具のこと、人生の最終段階、安楽死・尊厳死、遺言の書き方とか、高齢者の生き方、歴史、哲学、また全然違う講座、講義を入れてもいいのではないかと案が出ています。

講師につきましては、検討委員の先生方のご協力を得ながら、外部講師の先生方にもお願いしていく日程を調整していきたいと考えています。

受講生も卒業したら終わりということではなく、やはりこういった研修を受けた後のフォローの体制もつくっていくということで、主の講師になっていただく先生方とここは調整もさせていただきたいと思っております。

この検討会なんですが、一応3回やりました。ただ、この検討会が在宅療養の分科会として開催させていただいたんですが、今後は、一度この形は終わりますけれども、先ほど協議体生活支援コーディネーターとありましたが、協議体の前段階の研究会というのが3月に1回やりまして、また4月にもやっていく、多分毎月やっていく中に、少しこの研修プログラムの案ですとか提案を研究会のほうに持っていきたいと考えておりまして、引き続き、この形をつくり、できれば7月ぐらいまでにつくり上げたもので、8月、9月等で研修生を募集して、10月にスタートし、2月末にそういった人材ができて、29年度には先ほどのAの研修修了者というところで支援の一員にもなっていた

だけるような工程でやっていきたいと考えております。

一応、説明は以上です。

【林会長】

ありがとうございました。このように国立市シニアカレッジ研修プログラムというのを検討してまいりまして、その前提になるようなお話もしていただきました。

大枠というんですかね、粗々の設計はこのようにできてきたんですが、詳細な設計といのはまだまだこれからでありまして、さらなる検討が必要な段階だろうと思います。

それでは、これにつきまして今日は時間をかけたいと思いますが、まずはいろんな疑問点等あるかと思しますので、質問をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。あるいは、この検討部会に参加された委員で追加あるいは補足的なご説明がありましたら、お願いしたいと思いますが。

【新田委員】

今、事務局から大変丁寧な説明をしていただいたので、補足することはほとんどないんですが、どれくらいのメンバーが、まずこの中に入っていらっしゃるかという、いわば受講する人たちの話でございますが、そして、その受講生は、やはりこれからこれが続いていく以上は、1期生、2期生ずっと積み重ねがある。その人たちがこれから主体となってやっていく、また、そういう積み重ねが必要でございます。

それから、おそらく今年から始まるものが、5年先、あるいはもうちょっと先には、ほかの例でございますが、百数十名ですれば大きな力になっていくだろうということを期待して、始めさせていただければというふうに思います。

【林会長】

石田委員もお見えになりました。

【石田（憲）委員】

遅れて申しわけございません。

【林会長】

じゃあ、ちょっとここで。その間にまた質問を考えておいていただきたいと思います。

【石田（憲）委員】

遅れてしまって申しわけございませんでした。国立市薬剤師会の石田と申します。昨年の5月に富士見台三丁目の消防署の近くにすずらん薬局を開局させていただきました。

こういった会は初めてになりますので、勉強させていただくことも踏まえ、地域医療に貢献できたらなと思っています。よろしく願いいたします。

【林会長】

よろしく申し上げます。

【藤崎部長】

失礼いたします。委嘱状の交付をさせていただきます。

委嘱状。石田憲司様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成28年3月18日から平成31年3月17日まで。平成28年3月18日。国立市長、佐藤一夫。代読でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【石田（憲）委員】

よろしく願いいたします。

【林会長】

いかがでしょうか。何かお尋ねになりたいこと、あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

石田委員。

【石田（啓）委員】

今ちょっと混乱していてわからなくなってしまったんですけど、このシニアカレッジというものの研修は、これで訪問型サービスA3の有資格者をつくるためのカレッジなんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

訪問型サービスA3の有資格者ということではなくて、その1個下にあります研修修了者というところの人材を育成するというのが一番の大枠ではございます。

ただし、もともとこちらの研修修了者というのが、国のガイドラインでは身体介護を行わないヘルパーというのが昔、資格として旧3級ヘルパーというのがございました。そちらと同程度というところで、養成におおよそ50時間程度のカリキュラムということが国からのガイドラインで示されておりまして、さらに市町村で独自にカリキュラムについてはアレンジしていいとガイドラインが示されておりまして。

国立市につきましては、もちろんこの研修修了者による直接の訪問というところももとの枠ですので、それもありだとは考えているのですが、せっかくのこういった市民の方に高齢者の支援について学んでいただける場というところもございまして、先ほど報告させていただいたような内容のかなり充実したプログラムを考えることで、場合によっては、こちらの資料7の4ページの一番右側の下に訪問型サービスB（住民主体による支援）というのがあるんですが、こういったところのリーダー的な役割も果たせるような方、そういった方にもなれるような方を人材として育成していくことができるとも視野に入れての研修プログラムの内容を現在考えさせていただいているところでございます。

【石田（啓）委員】

ありがとうございます。

【林会長】

ありがとうございます。とてもいい質問をしていただいたと思います。

今のところ、それから、事務局の補足も非常に大事なことを述べられていたと思うんですが、ページでいいますと5ページの右下の矢印のついているところですが、2つ研修があって、シニアカレッジ研修約50時間程度、住民主体研修約4時間程度とありまして、住民主体研修というのは義務づけられているんですね。最低これくらいやりなさいということ。

【事務局】

はい。

【林会長】

ただ、カリキュラムの中身というのはあまり深いものではないんですよ。

【事務局】

そうです、はい。

【林会長】

ということで、研修が入口だとすると、出口というか、この研修を受けたら何ができるのかということで、今、シニアカレッジ研修の出口は、この図によりまして矢印が一方方向しか行っていないと、訪問型サービスAというところだけなんですけど、ただ、実はこの矢印というのは、その下の住民主体という、2つありますが、訪問型サービスBと

通所型サービスB、そことも関係していて、住民主体のこのサービスは全員がシニアカレッジ研修を50時間受けなくてもいいと思いますが、やはりリーダーになる人は、この4時間程度の住民主体研修だけでは足りないような気がするんですね。やはり国立ではこういうことをやっていきましょうよということを理解した上で、住民主体の事業を展開していただきたいと思いますので、リーダーの方には、ちょっとこれは私の考えで、ほかの委員の先生の意見も聞きたいと思いますが、やはり住民主体のリーダーになる人は約50時間程度のシニアカレッジ研修は修了していただいたほうがいいんじゃないのかなと思います。

先生、いかがですか。

【新田委員】

この絵柄で見ると、確かに非常にわかりづらいですね。ほんとうにわかりづらい。具体的なイメージは、上の絵柄のほうがわかりやすいと思うんですが、要支援1、2あるいは独居・虚弱という中で、今どのようなサービスが使われているかという、掃除と買い物がほとんどでございます。

今、地域包括の中で元気アップ会議という会議がありまして、要支援者全ての人たちを分析しているんです。そこは葛原さんのほうから、まずその話をしてもらってもいいのかな。僕が話していい？ はい、わかりました。

各地域包括のメンバーが、要支援1、2の人たちはケアマネよりは地域包括のメンバーが大体持っているんですね。もちろんケアマネも持っているんですが、地域包括のメンバーが関わっている要支援1、2の全てを検討しましょうということで、1例1例、今やっております。皆さん結構元気で、例えばおもしろい例は、歌舞伎座へ行った帰りに掃除のサービスが入っているとか、あるいは午前中ひとり暮らしの男性で掃除のサービスが入っているんだけど、午後から自分でバイトであるデイサービスの掃除に行っているとか、1例1例聞くと非常におもしろいんですね。そんなようなことが、ほんとうに必要な方ももちろんいます。

そういう中で、この方たちに、要は、それは介護予防という中で始まったサービスなわけです。本来ならば、そう行っている人たちが自分でヘルパーさんと一緒に行くということがほとんどなわけですが、実は国立でやられているのは4%でしたか、3%でしたか、そんな数字ですね。そんな数字だったわけで、そのことを住民がお互いの自助努力でもって行うことができないだろうか。例えば掃除とかちょっとした買い物は、地域の住民が行うことができないかという話が、この要支援1、2の生活援助サービスなわけで、そのためには4時間程度でいいんじゃないのと、単純に言うんですけど。安全とか秘密保持とかですね。基本的な、そういうことです。

そのことは、今、国立市がさらに市をずっとセンターで10カ所でしたか、正確に言うちょっと忘れちゃったけど、何カ所か、20人とかで回ってまして、住民主体でそういう話をしておりますので、そういういわゆる出前講座ですね。例えばこういうのになると、ここへ集めて住民がそこで何か4時間講義して、はい、あなたは住民主体のBができましたよと、そうではなくて、もちろん出かけて行って、今、実際に具体的にそうやって行っている住民に、あなたはこれをやって、皆さんこうやって協力してやりましょうというサービスをつくるのがこの下だと思って考えていただければいいんじゃないでしょうか。

じゃあ、シニアカレッジって何なのということ。一方では、ここに書いてしまうと、研修修了者は、厚労省のイメージは「介護事業所に所属し」と書いてあります。要は、この人たちが介護事業所に所属して仕事するとはとても思えない。介護事業所も、この

人たちをすぐ雇う気になるとは思えないという矛盾の中で、こういうことが書いてあります。この人たちはどうなのかというと、今、退官した人たちもご存じのように、何もやることなく、みずからの趣味で走ったりいろいろして、あるいは、水泳なんかに行ったり、そんな生活をされている方がいて、左側の目的に入るわけですが、もう1回頑張っ、て、生きがい就労とか健康づくりということに行きましょうかと。

国立はそういう高齢者がいつまでも元気で行く、これが元気づくり、生きがい就労、場合によっては就労もあるだろうということで、シニアカレッジというふうに考えたほうがよくて、この絵柄をそのままやると、今のような、わからなくなるんだろうと思います。

だから分けてもいいのかなと、今、説明を聞きながら、僕もどうなんだろうと思って聞いておりました。長い説明になりましたけど、そういうふうに思います。

【林会長】

ありがとうございます。さて、少しずつ理解が進んでいますでしょうか。いかがでしょうか。山路委員。

【山路委員】

私自身もよくわかっていないところがあるんですが、お互いに理解を深めるために、少し整理していただきたいことが幾つかあります。この中で、シニアカレッジ研修プログラムの表を見ながら、言葉遣いの問題として、どう整理すればいいのかということなんですが、介護保険の中での生活援助と、介護保険の外の生活援助というのがあります。この生活援助はどう違うのか。

それから、シニアカレッジ50時間程度の研修修了者の訪問型サービスAという矢印がついている囲みのところでは、研修修了者が介護事業者に所属し、家事援助の支援を行うとあるんですが、家事援助と生活援助はどう違うのかということ、多分同じだろうと思うんですが、もう少し整理したほうがいいと。

それから、もう一つ、最近、厚労省が示した方向の中でも「生活支援」という言葉が使われて、生活支援コーディネーターを置くことになっていますよね。その場合の生活支援と、ここの生活援助を区別すべきなのかどうかと、私自身もよくわからないところがあるんですが、基本的には新田先生がさっき言われたように、特に要支援の生活援助サービスは大半が掃除、洗濯、食事の3つなんです。

ただし、それ以外に、いわゆる生活支援と厚労省が使っているサービスの中には、従来の掃除、洗濯、食事以外に、いわば高齢化に伴って、なかなか細々したことができなくなってくると。よく使われる事例としては、ごみ出しとか電球の取りかえとか、場合によっては、いろんな個別的な事情はあるんですが、植木の手入れもしてもらいたいとか、犬の散歩もしてもらいたいという意味での生活便利屋的な機能を、これは社協さんが今、そういうのを立ち上げているんでしょう。生活便利屋……。

【木藤委員】

シルバーで。

【山路委員】

シルバーでやっているんですか。そういう生活便利屋的な機能も含めた生活援助と理解すればいいのかとかいうのは、必ずしもまだ整理がついていないんですよね。これをどうしていけばいいのか。

それから、新田先生が言われるように、シニアカレッジ卒業生は、ここの図にあるように研修修了者で訪問型サービスAに属するというのであれば、どこかの介護事業者に属して、いわば研修修了者として介護保険の枠内での仕事に従事することにするのか、

そうではなくて、左側の第2目的を意識した人、そういう、直ちに介護事業の中に入らずに、ただ勉強するだけという人も含まれるのかどうか、そここのところの整理がまだついていないように思うので、これは我々の問題でもあるんですけども、それは整理していただきたいということです。

【新田委員】

いいですか。

【林会長】

お願いします。

【新田委員】

山路先生、わかられて話をしているので、僕も言い足りなかったので、お話ししますが、生活支援というのは、まさに要支援、独居虚弱で今、言われた生活援助と同じ概念でございます。トータル含めてだと思っております。ただし、今の介護保険の枠という話だとすると、掃除、洗濯、炊事とか買い物というのが介護保険の中でサービスがあったので、もっと広がりを持つという意味での生活支援で、定義は生活援助、生活支援、それはそれでどちらかにやったほうがいいと思います。

もう一つは、要介護1からの中で、生活援助というか、同じ言葉にくくるかどうかというのは、どういう人が対象になるかということ、一番は認知症の方だと思います。認知症の方が要介護1から5の中で、身体介護、生活援助だけではどうしてもひとり暮らしの認知症、老々の認知症の方が賄いきれないという中で、誰か見守り体制が真ん中に入る。それがどういう形で入るのかは、これから皆さんの英知を振り絞って考える必要があると思いますが、そういうことがない限り、この国立の桜の花で、たとえ認知症になってもひとり暮らしができるという、私は認知症や重度要介護でも住み続けることできるのは難しいだろうと、施設に流れる話になるんだろうという意味で、そこが重要なと思っています。

もう一つ、最後の家事援助の話は皆さんで話していただければと思います。

【林会長】

ということで、今、新田副会長のお話では生活援助と生活支援は同じものではないかとおっしゃっていましたが、その説明をされて、家事援助については、みんなで議論しようということだったんですが、さて、林委員、今までの議論を聞いて何か。

【林委員】

今、新田先生と山路先生の話聞いた中で、シニアカレッジの案が大分煮詰まってきたところなんですけれども、あわせて出口である実際の家事支援なり生活支援の具体的なものが見えないので、なかなかイメージが付きづらいのかなと思います。例えば、シニアカレッジを募集する段階になったときに、「これを受けた後にどういう仕事ができるの?」とか「どういう事業所に配属するの?」というところが、ある程度あわせてやっていないと、もしかするとこういう研修の参加者が出てこないのかもしれないし、もっと参加する段階でイメージが湧くような準備をしていくことが必要ななと思いました。

【林会長】

そうですね。この図のシニアカレッジの出口として矢印の行き先である訪問型サービスAのところには、先ほど山路委員が指摘されたように、家事援助の支援と確かに書いてあるんですね。生活援助と生活支援は同じものだとして、ここで言う家事援助というのは、言葉だけで言うと、これも同じように思えるんですが、確かにシニアカレッジをつくらうという思いは、家事援助する人を心から生み出そうというだけではないんです

よね。だから、このあたり、フリーに何でももっと……、石田委員。

【石田（啓）委員】

私がシニアカレッジというものに持っていたイメージがありまして、勝手なイメージなんですけど、誰でも介護状態になりたい人なんて1人もいないはず。それから、ぴんぴんころりといっても、それは理想であって、ほんとうに実現できることはまずないことで、だんだん元気から要介護に移っていく中で、私のイメージでいうと、介護保険料を払っている40歳以上ぐらいの元気な方たちの中で、シニアカレッジの中でもっと自己実現していくものとして受け取っていたので、家事援助とかというところに行くのと、すごくイメージが今、異なってしまっていて、これから残りの人生をどうやって生きていこうかという学びができる場なのかと勝手に思っていたんです。ですから、大分イメージが違ってしまって、頭を切りかえるのが大変な状態しております。

【林会長】

こちらの1ページのカリキュラムというか講座内容についてというところで、こういった柱が幾つか立って、中身について、こういう講義があったらいいよねということを検討部会でまとめてきたんですが、例えば、5の「その他の講義」というところで、ここでは人生の最終段階、安楽死・尊厳死、さらには高齢者の生き方とか歴史や哲学等を含み講義を行うなんていうことが書いてあることから明らかなように、家事援助だけではないことをシニアカレッジで学ぼうとしていたわけなんですけど、ただ、5ページの図のようになると、そこが確かに、シニアカレッジは、そもそもこういう講座からして、単に家事援助だけではなく、これからどういう人生を送っていくとかということだったはずなのが、この表だとかなり矮小化されて、このあたり、いかがですか。

【新田委員】

それもそのとおりで、一番下の図は行政図でございまして、行政図で書くところならざるを得なくて、ソフティッシュなのは7の1枚目で、皆さんの心が入っているなと思いますが、すいません。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

私は一応、検討委員にはなっていたんですけど、都合があって、最初の1回しか参加できなくて、大変申しわけなかったんですけど、私が最初の理解の中で、シニアカレッジ研修が右に移行したときに、研修修了者、具体的なものには家事援助サービスという形で出てきていますので、そうすると、ほんとうに単なるヘルパーさんの養成になってしまうイメージが、どうしてもこの図式からいくと受けてしまう。でも、最初に検討委員会を始めるときに新田先生もおっしゃったのが、そういうことではなくて、国立市における高齢者の老人学そのものからしながら、老人の生き方みたいなものをもうちょっと地域の中で発信できる、リーダー養成も含めた感じのニュアンスで確かお話しなさったと思うんです。

そうしますと、私はここの中の第3目的の介護人材不足解消、Aとシニアカレッジとはつながっていかないと考えたんです。住民主体研修のBの約4時間程度が、従来の旧ヘルパー的な方の人材育成みたいになるのかなという理解をしたんですけど、私もシニアカレッジといったときのみんなのイメージは、多分石田さんと同じようなイメージを持たれるんじゃないかと思います。

そうすると、講義の内容なんですけれども、認知症のものに偏り過ぎているけれども、自分が年とっていったときにどういう生き方をしたらいいんだろうとか、今、エンデ

イングノートなんかがすごく関心を持たれていますけれども、この中にも入っていますが、これをあまりヘルパーというか認知症だけに偏らない、自分の老人としての人生をどう全うしていくかという部分を含めた講義も、もっと内容を深くしていてもいいのかなと。それから、リーダー的な養成を目指すんだったら、コミュニティーワークみたいなものも中に盛り込んでいくと、もうちょっと違ってくるのかなという印象を講義の中身から受けました。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

今のはとてもすばらしい意見だと思います。私は絵柄の右の太字を切れればいいなど。一方で、切ってどういう表現するかと思います。これがあると混乱しますよね。今、言われたように、これを受ける人は家事援助で所属するのかなという話になるので、それじゃ、こんなのを受けてもというのがおそらくあるだろうなど。そうすると、そのところは下の4時間程度の絵柄をやって、シニアカレッジ研修は別枠につくっちゃうとかという発想が1つあるかなと思います。

もう一つは、認知症の話でございますが、これは、実はイギリス全土が全てに認知症対策ということで、認知症と経済効果で全ての市が、例えば教育制度まで含めて認知症を入れ込んだ、レスター市とかいろいろなところがやっております。そのぐらい全土で、例えば、小中学生に認知症のための数学、認知症のための社会学を入れることによって、講座そのものの能力も上がるということも証明してきております。そのぐらいやらないと、認知症世界は乗り切れないということなので、僕はもっとやらなきゃ、これは少ないぐらいだなと思っております。

国立も、これからはもう認知症世界です。そうすると、そのところが子供から同世代等まで含めて徹底して理解しないと、幾ら施設をつくったってだめだし、これからなる人たちも施設に入りたいと思わないだろうし、私はその点は違うかなと思います。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。関戸委員、どうぞ。

【関戸委員】

研修の目的というか、サービスを提供する者としての研修だということはよくわかったんですけど、実際に研修を終えた後、サービスを提供する相手方、需要者ですけど、そういう人がどういうイメージなのか、非常にこれがわからないので、元気な人から要介護の人から全部入って、介護保険内、それから、介護保険に入っていて、基本的にはサービスを受ける人にとっては、全部サービス提供者に無料サービスをやってもらうことが想定されているんですか。

【新田委員】

ちょっとご質問の意味がわからなかった。無料サービスではありません。

【関戸委員】

違うんですか。

【新田委員】

もちろん、これは後で馬場課長から話もしていただくとと思いますが、それは無料サービスじゃないです。そして、今の上の絵柄は、右の身体介護等と生活援助までは、これは介護保険で決められた、しっかりされているサービスでございますよね。これはこれでよろしいですよ。

【関戸委員】

介護保険のほうは。

【新田委員】

いいですね。そのほかのイメージは先ほどから話した、住民主体のサービスに切りかえていくという、前の委員会からご出席ですからおわかりだと思いますが、いわば総合支援サービスの一環として考えてもよろしいかなと思うんですね。国立は総合支援サービスに切りかえたわけです。平成30年までに総合支援サービスを全市町村で行わなければいけないと、これは法律も含めてなっている話です。それはどういうことかという、要支援1、2のサービス主体を住民サービスに持っていくという話です。それを絵柄で、具体的に国立でどう進めるかというのが、1つの絵柄に集約してというふうにご理解をしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

【関戸委員】

それはですから、従前は全て事業者などがサービスを提供していたものに住民を加えることに意味があるということですか。

【新田委員】

そういうことです。そのことに対しての……、はい。

【事務局】

よろしいでしょうか。

【林会長】

事務局お願いします。

【事務局】

先ほど関戸委員から5ページ目の概念図の、上のイラストになっている部分について、支援を受ける立場としての市民の方、被保険者の方から見た場合に、この事業はどういうことなのかということでしたらご質問かと思えます。

概念図のイラストで、左端に元気高齢者という位置づけで「元気」と書いてあるんですが、イラストの「元気」と書いてある上に、右斜め上にのぼっていく線がございまして、その線の上側に「健康づくり・社会貢献・生きがい就労」という言葉が書かれておりまして、元気高齢者の方は、基本的には貢献していただく側に回っていただくということで、右斜め上に上がっていつている線というのは、とりもなおさず、社会貢献と線を挟んで反対側に生活援助（保険外）と書いてあるほうが、サービスとして——私はほんとうはサービスという言葉は使いたくないんですが、支援される側として受け取る援助で、斜め線の上側に回っていただく元気高齢者の方には、社会貢献、生きがい就労として貢献していただく側に回っていただくというイメージで図を書いたものでございまして、元気高齢者の方のところに援助で行くことは従来、この図をつくったときには考えとしては入ってはいないと。

ただ、元気高齢者からだんだん虚弱になっていくところを切りかえて、かちっと書くのではなくて、ゆるゆると虚弱になっていって援助を受ける側に回っていくことを示したくて斜め線を書いているといったイメージでございます。

【関戸委員】

そうすると、ちょうど虚弱あたりだと両方いると。だから、自分から支援する人もいるし……。

【事務局】

そうですね。だんだん社会貢献しているところから、この線を挟んで、少しずつ援助を受ける側の部分が大きくなっていくというイメージで書いているところで、本来であれば、元気高齢者の方の真上のところに少しでも援助を受ける側が入っているのがどう

かというところではあるんですけども、あくまで概念として、便宜上は斜めに線がのぼって行って、元気高齢者の方は、本来は上側の貢献する側に回っていただくと考えております。

【新田委員】

補足でよろしいでしょうか。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

実は、この図は我々の責任でもあるなと思っているのは、2006年介護予防という話がありました。全国で介護予防をやるということで、実はやってきたんだけど、全国的にそれは大失敗したんだと思うんです。なぜかという、それは筋力トレーニング等々の話に入ってしまったんです。例えば、どこか行って、筋力トレーニングなんかで、機械やマシーンを使ってと。

ところが、その当時、国立の対象者のマキシムは79歳でございました。79歳の人がそこへ行ってマシーンを使ってやるなんて、当たり前でございますが、とても考えられないんですよ。それを全国的にやろうとしました。それで、やっぱりやらなかったんです。結果として、要支援1、2や要介護をつくったという結果が、我々の2006年からの介護保険の中での高齢者像だと思うんです。

それでは、何を健康づくり、先ほどの矢印で何が必要なのかということ、社会参加型なんだろうなど。また、お互いに近いところに参加して、そこで好きなことをやっていただく、マージャンやりたい人はマージャンをやるとか、何でも結構でございます。そういった社会参加型が有効だろうということになってきました。

今回は、おそらくそのことを健康づくりという矢印で、そういうことをやる規範図でございます。この中身が、実は問われるんです。中身はこれからの話なんです。まちづくりが国立市でできるかという中身だと思います。今、町内会4つとか、いろんなところが頑張っておりますが、それが全国立市の町内会も含めて、そういったことができ上がるかどうかこれから問われると。絵柄はこれで描いたと。絵柄を議論するのではなくて、そのものをやらないと要介護認定率は結局下がらない。今、五千幾らの介護保険料がいずれ8,000円や1万円になると。これじゃあ町も国ももたないという結果になりますので、そこが重要な視点だと思います。

【林会長】

ありがとうございます。内藤委員、どうぞ。

【内藤委員】

今、お話が出て、回答をいただいた形になってしまったんですけども、国立市シニアカレッジ研修プログラムの目的の1から5とあったときに、今までお話を聞かせていただいたときに、3番の高齢者の健康づくりというところが、とても見えづらくて、実際に意識づくり、社会貢献、生きがい就労、人材不足解消というのはほんとうにお話を聞いているだけで、ここはきちんとわかるんですが、健康づくりのところが全くイメージができなくて、お話の中で、介護予防に2006年なったときに、全国的に失敗したと。それは筋力トレーニングだったりといったもの、それだけが全て問題というよりは、それを指導する内容が悪かったと思うので、結果的にはどういった内容、形をイメージされているのかということをお聞きしたかったんですが、今、回答に近いものがあったので、内容だということだったので。

【新田委員】

そういうことです。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。木藤委員、いかがでしょうか。

【木藤委員】

私も最初から5ページの一番右側の研修修了者の訪問型サービスAで介護事業者に所属し、家事援助支援を行うというのは違和感があって、ただ、解決方法と、どういうふうにしたらいかは悩んでいるところなんですけれども、もともとシニアカレッジという最初の目的があるわけで、そうすると、簡単にいうと、国のメニューの中の緩和したサービスのためのヘルパーの養成ではないはずなんです。

そうすると、今もいろいろ悩んでいるのは、例えば、通所のほうのAというのは、ここに入ってこないわけですよ。シニアカレッジの研修を修了した人は、この体系の中では通所のAは全くない、というのは、通所のAは多分事務局のほうも難しいだろうという解釈だと思うんです。そうすると、もっと言えば、私も事業者ですから、訪問型のAもかなり難しいのかなと。既存の事業所がやるのは無理があるのかなということだとすると、シニアカレッジの研修目的は全部住民主体型、AじゃなくてBのほうへ行くのが筋じゃないのかなというところで、今、じゃあ、Aはどうするのかというのが、事務局が困るだろうなというところで、悩んでいるところなんです、もともと流れの中では住民主体であるべきだと思うんです。

既存の事業所が、じゃあ、研修を修了した人と、それと、今までの有資格のヘルパーと両方で、例えば利用者によって、あなたはこっちの利用者に行ってください、あなたはこっちの利用者に行ってくださいというのは、なかなか現実的には難しいと思うんです。それで、いわゆるペイが違ってくるといのは、なかなか難しい問題があるんです。そうすると、既存の事業所に、国が期待しているようなことを持つてくるというのはかなり厳しいんじゃないのかな。それだったら、最初から国立が住民主体でどういうふうに構築していくかというためのシニアカレッジと位置づけちゃったほうがいいのかなという、そんなふうに思っているところで、最初からちょっと違和感があるなという。

【山路委員】

木藤さんが悩んでおられるように私も悩んでいるんですが、ただ、私はもうちょっと今回の話はいろんな選択肢を用意して、Aもやれば良いと思うんです。やれば良いというのは、やれる枠組みができたわけですから、ここの4枚目の訪問型サービスA3の研修修了者の報酬設定も一応差し当たってこういう報酬設定ができると書いてあるわけですよ。これはやろうと思ったら、介護事業所がやりたくなきゃ自分たちでつくれば良いわけですから、やれば良いわけですよ。現実に利用料は安くなるわけだから、利用者にとってもメリットがあるわけですから。通所も別に従来の介護事業者がやっているデイサービスという既成のイメージだけでなく、要するに、居場所ということ幅広く考えた担い手の養成づくりということもできるんだよと。

今までのお話を伺っていると、矢印の研修修了者の訪問型サービスAというのは甚だ評判が悪いんですが、要するに、特に地域に居場所が、かわりがなかったら、退職サラリーマンにとっては退職した後何をやれば良いのか、どういう人とかかわれば良いのかというのは、そもそもわからないわけですよ。どうやってこれから長い高齢社会を生き抜いていくのかということとはわからないわけだから、その意味では、このシニアカレッジの中身は、タフで地域につながりを持った高齢者をつくると。

ただ、高齢者の中には、これからますます年金の水準が下がっていくわけですから、

団塊の世代を含めて。柏でやっているような月3万とか5万円ぐらい稼げる、そういう年金の足しになるような有償ボランティアをやりたいと思っている人たちもいるわけですから、その選択肢として、この訪問型サービスA、それから通所型サービスAもつくろうと思ったら、そういうふうには幅広く考えればできるわけですから、そういうこともできますという選択肢を入れておいたほうがいいと思うんです。そういういろんな多様なニーズを、特に退職サラリーマンの人、それから、もともと地域につながりを持っている女性たちは非常にやる気もあるわけだから、そういう人たちも参画してきて、さまざまな学習をしながら、やっぱりお金も稼げるようなコースも選べますよという考え方をすればいいのではないかと私は思っているんです。

【林会長】

ありがとうございます。これまで皆さんからご発言があったように、5ページの右下の図は一旦棚上げにして、シニアカレッジ研修を修了した後の可能性はいろいろあるという絵を描いていきたいと思います。

ほかに何か。関戸委員。

【関戸委員】

大体わかったんですけども、最終的にそのようなサービスをやる場合、今まで従前であれば、事業所の実際のサービスの履行能力の担保ですけど、これは今まで事業所については、事業所の代表者を通じて行うことができたと思うんですけど、シニアカレッジは個別的な個人だと思われるので、その人についての、単に50時間程度の研修を終えたということでは能力を担保できるのかという問題ですけど、そこはどうでしょう。

【新田委員】

それはまた極めて難しい問題でございますね。おそらく教育の中身によってくると思うんですね。教育というのは研修の。それは従来型の単純な座学じゃなくて、絶えずワーキングをやりながら、中身の実習を含めながらやっていくということの最終結果は見えないとわかりませんよね。それで、先ほどちょっと違和感を感じられたかと思いますが、研修で例えば6回休めば、5回休めばという話もありましたよね。ああいうときにほんとにこういうボランティア風にやった人にそういう研修修了者でいい、悪いという話が出る中で、きちんとそういう出席で、曖昧なところではだめだよねというのは、結果としてああいう案になるわけですね。あれはだから、中身も含めて検討しているわけでございますが、ちょっとそこは見えないですね、はっきり言いまして。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

見えなくてもいいじゃないですか。それで、そもそも能力を担保できるかというほど、例えば、そう言ってしまうと身もふたもないんですけど、従来の要支援者に対する生活援助サービスは中身は何なのかといたら、言っちゃ悪いけど、ほとんど専門性のないサービスを提供してきたわけです。だからこそ介護予防につながらなかったわけですよ。大したことやってないんです。だから、その程度はできるんですよ。というふうに思ったほうがいいと思いますね。50時間もやれば十分できますよ。

【林会長】

木藤委員。

【木藤委員】

その辺はやはりやっていく中で、コーディネーターなり何なりが責任を持ってやっていけばいいと思うんですよ。それで、実際だめな人はそこで淘汰されるということで、

私どもは安心サービスをやっていますけれども、そこは基本的には、資格のない人がサービス提供しているわけで、サービスのニーズもいろんなものがある、簡単なものからありますけれども、そこはやはりコーディネーターがしっかり見ている、だめならだめという形で、そこは淘汰されると思います。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

ちょっと話がずれるかもわかりませんが、特定行為ができる看護師育成をやったんですね。そうしたら、全国から病院から推薦する婦長クラスが来るんだけれども、論文1つ書けない人が2人いたんですよ。これは卒業させるかどうかという話で大いに議論になりまして、結果卒業させなかったんですね。かなりお金を使ってくるんだけど。だから、やっぱり中身をやり始めると、どこでもそういう人たちが出てきますよね。それはそういうふうに思いますね。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

私もそういうふうに思うんですけども、やっぱりある程度公費を使って養成する以上は、私たちの目的に沿ったような人材を育成する必要があると思うんですね。ですから、最初の目的の市民の意識づくり、この意識づくりの意識って何だろうかということからきちんと明確にしておきながら、募集する際に所信表明を書いてもらう、そこにきちんとした参加の目的というか、自分が受講する目的をきちんと書いてもらわないと、カレッジを受けました、終わりました、あとは何もありません、ただ、単なる学習をしたという満足感で終わってしまうという人材育成ではちょっともったいないなと思います。

【新田委員】

公費というのは重要な点ですね。公費でございますね。

【林会長】

ありがとうございます。あとは、杉山委員、何かございませんでしょうか。

【杉山委員】

私は介護事業所の責任者をやっているんですけども、A3の介護総合事業に国立市がいち早く取りかかれて、やはり介護予防のときに、先ほどからお話が合ったように、ともに行う家事というところから総合事業になった途端にヘルパーが率先して業務を行うようになったときに、一体全体何だったんだろうかと、先ほど山路先生の言葉がすごくぐさっと、何でも、誰でもいいというふうな、一応旧ヘルパー2級の資格を持って、介護福祉士の資格を持って、同じように要支援の方のところに行っていたヘルパーがすごく事業所としては情けなくなるというか、方針が違ってきているのかなと思ったということで、でも、ちょっと話が違っちゃったんですけど、こういうふうにシニアカレッジ研修プログラムというものができてきて、事業所とはまた別な担い手の方々が意識を持ってやっていただけるようになって、国立に貢献していただけるようになれば、ほんとにありがたいなと思いました。

【新田委員】

1つよろしいですか。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

今、重要なことを話されたと思いますが、やっぱり私は介護保険の本質で、リハビリ前置主義、自立支援というのが要支援1、2に一番生かされるものが流されただけの結果だと思うんですね。何もヘルパーが悪いとか、そうじゃないわけでごさいます、ヘルパーは言いなりにやっただけの話で。ところが、全体計画がやっぱりできてなかった。それをもうちょっと言うと、そのことに対する行政責任もなかった。保険者責任もないんですよ。だらだらとサービスを使うことに対して、さっき細かい字で、ああいうのは細かい字で書いてあるのが一番重要で、何か書いてありましたでしょう。介護給付適正化事業と書いてあったじゃないですか。介護給付を適正化するための査定をやってないんですよ。で、ある町はやっているわけですね。そうすると、そういうことは防げたんですね。その町は現在でも3,000円台の介護保険料です。というぐあいにそのことは何もヘルパーさんの責任ではない、全体像の責任だと、私たちも含めてですよ。と申していただければと思います。

【林会長】

時間の関係もありますので、大体これに関して意見が出たようでしたら、次に行こうかと思うんですけど、よろしいでしょうか。

それでは、その他の議題で、これは事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

その他ということでございまして、資料ナンバーはついていないのですが、皆様のお手元に配付させていただきました遺贈土地建物の現況というA4の横長の資料をごらんください。

実は以前の委員さんのときに一度ちらっとご報告差し上げたことはあったんですが、ここに書いてあるとおり、国立市富士見台二丁目38-12というところなんですが、そこにお住まいだった方が亡くなられた後、遺言によって老人福祉のためにということでご自分がお住まいだった土地と建物を国立市に贈りたい、遺贈したいという遺言を残されて亡くなられました。ここに4月30日撮影とあったんですが、実際に亡くなられたのはそれよりもまた何か月か前ということで、国立市として遺贈を受けるかどうかの検討をした後に、昨年秋に受けるということで、登記簿の名義の変更も済ませている状態でございます。

遺贈の理由といいますか、こう使ってほしいという条件の中に老人福祉のためにということでございまして、現在、高齢者支援課にて、その利用、活用について内容を検討しているところでございます。

こちら、1枚めくっていただきますと、案内図がございまして、場所としては、社会福祉協議会さんが入っておられる社会福祉会館のすぐ東側ですね。2軒間を置いて3軒目なんですけれども、そちらの土地と建物をいただいております。建物は亡くなられた方のご自宅なんですけれども、次のページに平面図を添付させていただいております。こちらは平屋建てでございまして、床面積は110平方メートルほどとなっております。

最後のページに、外から見た外観なんですけれども、外観と言いましても、建物はこちらのお庭の植栽が非常にたくさん木が植えられておまして、建物自体がちょっと見えにくい形にはなっているんですが、和風な建物の平屋建てで、そして、お庭のほうもかなり豊かに緑を配置された、近所の方も植木がきれいなおうちですねということで認識を持っていただいているおうちでございます。

こちらの建物と土地の活用方法について、現在、高齢者支援課でその内容を検討しているところではあるんですが、一応元気な高齢者の方が集うことができるような元気高

齢者の居場所づくりということで現在、その内容を考えているところでございます。

名前としては、元気高齢者の居場所づくりということをやっているんですが、形として、市としては、介護保険法における新総合事業の通いの場というところに位置づけることができると考えておりますので、今後、具体的にどのように活用していくか等を決め込んでいき、最終的にその事業自体を請け負っていただけるような主体をプレゼンテーション方式等で決めていきたいと考えております。その際に、介護保険における新総合事業ということですので、こちらの介護保険運営協議会にその運営主体についてお諮りをさせていただきたいということも今、視野に入れて動いておりますので、まずは皆様にご報告させていただいたというところでございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。何か質問、ご意見等ありましたら。

田村委員。

【田村委員】

この建物に関してはとても興味もあるし、関心もあるんですけども、実際に公募をされるのはいつごろになるのかとか、それから、公募内容みたいなものに関して、こういったものに関して案を提出してくださいという具体的な案みたいなものもあるんですか、支援課のほうでは。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

私、高齢者支援課の長田と申します。私どものほうで、今、庁内で検討させている案もございますので、スケジュールにつきましても、今後の運営協議会の中でお諮りさせていただきたいと思っております。

【田村委員】

じゃあ、まだ公にはしないということですね。

【事務局】

今の段階では、検討中ということになっております。

【田村委員】

わかりました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

すいません、ちょっと補足で。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今、はっきりとしたスケジュールをお示しできてないというところなんですけれども、実はこちらの建物は建築年が非常に古くございまして、昭和54年の建築ということで、実は建築基準法上、耐震の基準が既に新しい基準に切りかわっておりますので、耐震基準をクリアできるかどうかとか、そのための、新しい耐震基準に適合できるような改修工事であるとかいったようなところを今、設計も含めて取り組んでいるところでございまして、何分工事ごとですから、いついつ何月というスケジュールが今のところお示しできないといったところではございます。

【新田委員】

回収しなくていいのかね、そしたら。

【林会長】

いや、改修が必要なんですよね。

【新田委員】

回収は必要だよ、そしたら。

【林会長】

回収というのは、これの戻すということですか。

【事務局】

資料のということですね。そうですね。会議が終わりましたら、そのまま机の上に置いておいていただければ。

【林会長】

そうですか。

【山路委員】

これ、持っていっちゃいけないんだね。

【林会長】

ということだったので。今後、介護運協との関係で、この案件というのは、どんなかわりがありますか。審議しないといけないようなことになりますか。

【事務局】

先ほど申し上げましたとおり、この建物を使って、新総合事業の類型をやっていくということになった場合、既に不動産の名義が国立市の名義になっております。公共の財産ということになりますので、その運営に当たって、国立市が直接運営していくということになれば、地方自治法上の公共施設という扱いになりますし、これをまた民間の方に運営していただくという場合に、公共施設を指定管理者というやり方が自治法であるんですが、そういった形でやるのか、それとも武蔵野市なんかでは、公共施設ではなくて、財産を貸し付けるという形で、民間の方により柔軟な活用をしていただくといった手法もやっているところが他市ではございますので、そういったところを検討していきながら、現状では普通財産という形で、施設ということではなくて、財産を貸し付けるという形で柔軟な運用ができないかというところを今、メインに考えて検討をしているところでございます。

【林会長】

この件について何か。田村委員。

【田村委員】

これから住民主体で、いろいろな形で介護予防とか、生活総合支援のものをつくっていく過程の中で一番困っているのが、年金生活者はお金がないので、改めて自分たちが出資してというところはすごく難しいんですね。そういったときに、今こういう建物が寄附されたというのはすごくありがたいなと思うし、それと並行しながら、空き家の部分をどういうふうに市民がそれをまた活用できるのかということも一緒に市のほうでもぜひ検討していただきたいと思いますなと思います。場所さえあれば何かしたいという方、たくさんいらっしゃるので、そういう柔軟な家活用というんですかね、空き家活用みたいなところもぜひ行政としてやっていただきたいと思いますなと思います。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

今、一番大切な話で、この家をどうするかということよりも今言われたことがまさにそういうことでございますよね。そうすると、例えば小学校区域なのか、あるいは歩いて通える区域というのは何メートルなのかということも含めて、おそらく今、検討をしていると思います。だから、ここ1つだけで何かあって、じゃあ、支援をするかということ、これからどうするのかと、たくさんある中で、国立で幾つつくるんだという中の1つとして考えないと、予算も含めてできていかないから、この介護保険運協で皆さんのご意見を聞いて話してほしいと、そういう話になると思っています。

【林会長】

ありがとうございます。私も今のお話で大事なことを忘れていましたが、この案件がどうのこうのというよりか、やはりこの介護保険の運営協議会では、国立市の事業計画をつくるという役目がありますので、どういうサービスなり施設が必要なのかとか、それがどういうふうに配置されるべきなのかみたいなことを次期事業計画に向けてもそういう議論が必要だなということがあります。ちょっと忘れていました。どうもありがとうございました。

ほかに何か。事務局からその他で何かございますか。

【事務局】

次回の日程は5月の第3金曜日で、5月20日の夜7時からということで、一応会場はここと同じ第3・第4会議室を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

5月20日ということでありまして。ほかに何かございますか。よろしいですか。それでは、今日はこれで終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—終了— (21 : 00)